

法人レンタルサービス規約(i)

JCOM 株式会社
2026 年 4 月 8 日

法人レンタルサービス規約(i)

(本規約の適用)

第1条 JCOM株式会社(以下「当社」といいます。)は、この法人レンタルサービス規約(i)(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより別紙1に定める携帯電話端末等のレンタル(以下「本サービス」といいます。)を行います。

(本規約の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の本規約によります。

2 前項の場合において、当社は、変更後の本規約およびその効力発生時期を、所定の Web サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
商品	別紙1に定める携帯電話端末等(本規約に基づいてレンタルを開始する時点において、電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるためのSIMカードが搭載されておらず、かつ当該SIMカードの代わりとなるeSIMに係るデータが搭載されていないものに限る。)
電池	商品に搭載または付属する、再充電可能な蓄電池や電池パックを総称するもの。本定義において、乾電池や一次電池(使い切り型電池)は含まれません。
レンタル契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
レンタル契約者	当社とレンタル契約を締結した者
レンタル品	レンタル契約に基づいてレンタル契約者に貸与されている商品
特定事業者	株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、大分ケーブルテレコム
J:COM BUSINESS MOBILE サービス	特定事業者がJ:COM MOBILE(プラン a)契約約款に基づいて提供する携帯電話サービスであって、特定事業者がJ:COM BUSINESS MOBILEに関する規約別紙1に定める取扱いを適用するもの
レンタル期間	レンタル契約に基づいてレンタル契約者が当社から商品をレンタルする期間
初期レンタル期間	レンタル初日の属する月の翌月初日から24か月、36か月または48か月ま

	での期間
延長レンタル期間	初期レンタル期間経過後のレンタル期間
レンタル初日	第9条5項により検品された日
料金	レンタル契約者が本規約に基づいて支払いを要する本サービスの対価等
代替品	料金が増加しないことを前提に、不具合、盗難、紛失、毀損等に係るレンタル品に代えるためレンタル契約者に宛てて発送される商品
オプションサービス	本サービスに付加して当社が提供するサービスであり、別記に定めるサービス
オプション契約	当社からオプションサービスの提供を受けるための契約
レンタル契約等	レンタル契約およびオプション契約の総称
レンタル等契約者	当社とレンタル契約等を締結した者

(レンタル契約の単位)

第4条 当社は1つの商品ごとに1のレンタル契約を締結します。

2 前項に定めるレンタル契約は、1のJ:COM BUSINESS MOBILE サービスにかかる契約に対し1のレンタル契約を締結することができるものとします。レンタル契約者の責に帰すべき事由によりJ:COM BUSINESS MOBILE サービスにかかる契約が解約された場合、それに対するレンタル契約も終了するものとし、終了時の措置は第18条第5項の定めによるものとします。

(本サービスの種類)

第5条 本サービスの種類は、次表に定めるとおりとします。

種類	内容
24か月コース	初期レンタル期間がレンタル初日から、レンタル初日の属する月の翌月初日から24か月までの期間となるコース
36か月コース	初期レンタル期間がレンタル初日から、レンタル初日の属する月の翌月初日から36か月までの期間となるコース
48か月コース	初期レンタル期間がレンタル初日から、レンタル初日の属する月の翌月初日から48か月までの期間となるコース

2 レンタル契約の成立後、本サービスの種類の変更はできないものとします。

(レンタル品)

第6条 当社は、商品について、取扱説明書に定める使用環境において、取扱説明書に定める機能が正常に動作すること以外に何らの保証（日本国または外国の電気通信サービスその他のサービス等において、現に利用できることの保証を含みます。）を行いません。

2 当社は、別紙1の提供機種からレンタル契約者が指定した商品を貸与します。ただし、本規約に特段の定めがある場合のほか、商品の色については、レンタル契約者の希望に沿えない場合があります。

(レンタル品の変更等)

第7条 レンタル契約者は、レンタル契約の成立後、レンタル品の変更はできないものとします。ただし、この規約に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

(本サービスの申込方法および承諾等)

第8条 本サービスおよびオプションサービス（以下総称して「本サービス等」といいます。）を申し込もうとする者（以下「レンタル等申込者」といいます。）は、次に掲げる事項を記載した当社所定の書面（以下「レンタル等申込書」といいます。）を当社が指定する事業所（以下「本取扱所」といいます。）に提出するものとします。

- (1) レンタル等申込者の名称、所在地および連絡先
- (2) レンタル等申込者の申込みの担当者にあたる者の氏名および連絡先
- (3) 希望する商品の機種名、その他レンタル品として貸与を受けようとする商品を特定するための情報
- (4) 本サービス等の種類
- (5) 当社が商品を搬入すべき地点（以下「指定搬入先」といいます。）
- (6) 料金の支払いに関する情報
- (7) オプション契約の申込みの有無
- (8) その他レンタル契約等を申し込むために必要な事項

2 当社がレンタル等申込書を承諾した時をもって、レンタル等申込書に記載された内容のレンタル契約等が成立するものとします。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 料金その他の金銭債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断するとき。
- (2) 貸与する品を確保できないとき。
- (3) レンタル等申込者が法人（法人に相当するものと当社が認める団体を含みます。）でないとき。
- (4) 商品の指定搬入先が日本国内でないとき。
- (5) レンタル等申込書または当社が別途定める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽または事実を反する記載等があったとき。
- (6) 当社が別に定める方法により本人確認（レンタル等契約者の情報（レンタル等契約者の名称（商号）及び本店又は主たる事務所の所在地並びに連絡先等の申込担当者を特定する情報をいいます。）をいいます。）を行うことができなかつたとき。
- (7) 当社の与信審査の基準を満たさないとき。
- (8) その商品の貸与に関して所有権または知的財産権を有する者の承諾が得られないとき。
- (9) その申込みを承諾することによって本規約に違反することとなるとき、またはそのおそれがあると当社が判断するとき。
- (10) レンタル等申込者が本規約に反する行為を行い、またはそのおそれがあるとき。

(1 1) 法令、監督官庁の指導またはその他の公序良俗に反してレンタル品を使用したことがあり、またはそのように使用するおそれがあると当社が判断するとき。

(1 2) 当社の業務遂行上支障があるとき、その他当社が不相当と判断したとき。

(商品の発送および引渡し)

第9条 当社は、レンタル契約の成立後、すみやかに指定搬入先に宛てて商品を発送します。

2 レンタル契約者は、商品が指定搬入先に搬入された場合、すみやかに当該商品の検品（商品に何らかの不具合等があるか確認することをいいます。以下同じとします。）を行い、不具合等を認識したときは、ただちに当社にその旨を通知していただきます。

3 当社は、前項に定める通知により商品に何らかの不具合があると認めた場合、すみやかに商品の返却方法を説明した書類等のセット（以下「返却キット」といいます。）および代替品を指定搬入先に宛てて発送し、レンタル契約者は代替の商品が納入されたときは、前項に準じて検品を行うものとします。ただし、当社は、代替の商品等の機種または色等が、当初納入予定であった商品と同一であることおよび未使用端末であることは保証しません。

4 レンタル契約者は、前項に基づいて代替品が指定搬入先に搬入された場合、第2項に基づいて通知した不具合等のある商品を第17条に従って当社に返却します。

5 当社は、指定搬入先に搬入された商品が発送日（第1項、前項または第14条第2項に基づいて商品が発送された日をいいます。）から起算して8日以内に、レンタル契約者より当該商品について何らの通知も届かなかったとき、または検品の結果、当該商品に不具合等が確認できなかった旨の通知が当社に届いたときは、当該商品は、当該8日の最終日に検品されたものとみなします。この場合において、当社は、その検品された時点をもって、その検品された商品をレンタル品とします。

(J:COM MOBILE 契約)

第10条 当社は、レンタル品において利用する J:COM MOBILE 契約（ J:COM BUSINESS MOBILE に関する規約の適用を受けるものに限り。）の申込みの取次ぎ・媒介等を行います。

2 前項に定める J:COM MOBILE 契約の申込みを行おうとする者は、特定事業者が定める J:COM BUSINESS MOBILE に関する規約を含む契約約款等に合意のうえ、特定事業者が定める申込書および必要書類を提出していただきます。この場合において、当社は、前項に定める取次ぎ・媒介等を履行するため、レンタル契約者に関する情報を特定事業者に開示し、および特定事業者から J:COM MOBILE 契約の契約者に関する情報の開示を受けることがあります。

(レンタル契約等の延長)

第11条 初期レンタル期間が満了した場合、そのレンタル契約は、その満了日の翌日を初日として6か月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします（本規約において、当該延長期間を「延長レンタル期間」といいます）。ただし、当該満了日から起算して5営業日前までに、レンタル契約者からそのレンタル契約等の延長を希望しない旨の書面通知があったときは、当該満了

日をもってそのレンタル契約等は終了するものとします。営業日とは土日祝日および年末年始休業日を除く日にちをいいます。

- 2 前項の規定にかかわらず、そのレンタル契約等が第8条第3項各号のいずれかに該当する場合は、当社は当該レンタル契約等の延長を行わず、前項に定める満了日をもって終了することができます。

(所有権等)

第12条 商品の所有権および商品に搭載等されたソフトウェアの知的財産権は、当社または第三者に帰属します。

- 2 当社および前項に定める第三者は、商品に所有権その他の権利を明示する標識、その他当社が必要と認める表示を付すことができるものとします。
- 3 レンタル契約者は、第三者から仮処分、差押え、仮差押え、公租公課の滞納処分等、商品の所有権に事実的な侵害がなされ、または侵害されるおそれのある事由が生じた場合は、ただちにその旨を本取扱所に通知するとともに、商品が当社からのレンタル用品であることを主張、立証し、当該侵害を防ぐものとします。この場合、レンタル契約者は、その状況について、都度当社に通知するものとします。
- 4 レンタル契約者は、商品に搭載等されたソフトウェアについて、商品の所持者に適用される規約等があるときは、その規約等を遵守するものとします。この場合において、当該規約等の規定が前各項に抵触するときは当該規約等の規定が優先して適用されるものとします。

(商品の取扱い)

第13条 レンタル契約者は、商品について、本規約の規定およびその取扱説明書に定める条件(当社の特段の指示等があるときは当該指示等を含みます。)に従い、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

- 2 レンタル契約者は、商品について、当社の事前の書面による承諾なしに、次の各号に定める取扱いを行ってはなりません。
 - (1) 分解、解析もしくは改造または当社を介さない修理もしくは補修。
 - (2) 商品に添付された所有権、知的財産権その他の権利を明示する標識、調整済みの標識等の隠蔽、除去、汚損等(自然磨耗によるものを除きます。)
 - (3) 質権、抵当権その他の権利を設定し、または譲渡その他一切の処分を行うこと。
 - (4) 第三者に貸与すること。
- 3 レンタル契約者は、商品の使用に必要な電力、消耗品等に係る消耗、商品の使用によって生じた電気通信サービスその他のサービス等の利用に係る利用料金等を負担するものとします。この場合において、商品に付属する物品があるときはこれを消耗品とみなします。
- 4 レンタル契約者は、商品および蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、レンタル契約者自身の責任において厳格に管理するものとします。
- 5 レンタル契約者は、商品を国外に持ち出す場合、日本国および外国の外国為替及び外国貿易法

その他の関係法令を遵守するものとし、当該関係法令の適用に関する一切の費用と責任を負担するものとし、

(盗難、紛失、毀損等)

第14条 レンタル契約者は、商品（レンタル品以外に預かっている商品があるときは当該商品を含みます。）に盗難、紛失、毀損、電池交換等が生じた場合は、次表に定める対応をとるものとし、

区分	対応
盗難、紛失等の場合	警察署または消防署等公的機関に盗難、紛失等に係る届出等を行ったうえで、盗難の場合は、届出機関名・年月日、受理番号を当社指定の書類に記入し提出するものとし、紛失時は、遺失届出受理証明の写しを当社に提出するものとし、
毀損、電池交換等の場合	可及的すみやかに当社指定の方法で本取扱所に通知するものとし、

2 当社は、レンタル品について前項に定める通知を受けたときは、すみやかに次表の取扱いを行います。

区分	取扱い
盗難、紛失等の場合	指定搬入先に宛てて代替品を発送します。この場合において、盗難、紛失等に係る商品の所有権は当該発送の時点でレンタル契約者に移転するとともに、当該商品に対する本規約の適用は終了するものとし、
毀損、電池交換等の場合	指定搬入先に宛てて返却キットおよび代替品を発送します。

3 前項の場合、前項に定める代替品について、第9条第2項から第5項の規定を適用します。この場合において、その盗難、紛失等または毀損、電池交換等に係るレンタル品と、当該代替品とが、その機種、メモリ容量、未使用端末であること、色その他の全部または一部において相違する場合であっても、当該相違は、当該第9条第2項から第5項の規定の適用において、不具合等に該当しないものとして取り扱います。

4 当社は、盗難、紛失等に係るレンタル品が、第2項に定める所有権移転後に見つかった場合であっても、その所有権移転の取消し等を行いません。

5 レンタル契約者は、毀損、電池交換等に係るレンタル品に代わるべき代替品が、指定搬入先に搬入された場合、当該毀損、電池交換等に係るレンタル品（第3項に基づいて適用する第9条第2項に定める検品において不具合等を認識した商品を含みます。）を第17条に従って返却していただきます。

(レンタル等契約者が行うレンタル契約等の解除)

第15条 レンタル等契約者は、レンタル契約等を解除しようとするときは、別紙3記載ヘルプデ

スクへ電話での申し出、もしくは当社所定の書面を本取扱所に提出するものとします。

- 2 前項に定める書面が本取扱所に提出された場合、レンタル契約等は当該提出のあった日の属する月の末日をもって終了するものとします。

(当社が行うレンタル契約等の解除等)

第16条 レンタル契約等について、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当社は何ら催告することなしに、レンタル契約等を解除することができるものとします。

- (1) レンタル等契約者の責に帰すべき理由により第8条第3項各号のいずれかに該当し、相当な期間を定めてその是正を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に是正されなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) 営業の廃止もしくは変更、または合併によらない解散の決議をしたとき。
- (6) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき。
- (7) レンタル等契約者が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、またはレンタル等契約者の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき。
- (8) 当社の従業員およびステークホルダーに対するレンタル等契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、レンタル等契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。

- 2 当社は、前項第1号の適用にあたり、やむを得ない理由があるときは、相当な期間を定めた是正催告を経ずにレンタル契約等を解除することができるものとします。

- 3 レンタル等契約者は、第1項第2号から第5号に基づいてレンタル契約等が終了したときは、そのレンタル契約等に基づく債務について期限の利益を失い、ただちに債務を履行するものとします。

- 4 本条の規定は、当社からレンタル等契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

(商品の返却)

第17条 レンタル契約者は、レンタル契約が終了した場合、または商品の返却を要することとなった場合、そのレンタル契約が終了した日(解除日)または返却を要することとなった日の属する月の翌月末日(以下「返却期日」といいます。)までに、返却キットを使用する方法、またはその他の方法により当該商品を本取扱所へ返却するものとします。この返却期日を過ぎた場合、未返却品として取り扱い機器損害金を請求する場合があります。なお、この際、返却キットにおいて当社が負担する費用を除き、返却に要する費用についてはレンタル契約者が負担するものと

ます。

- 2 返却された商品にロックがかかっている場合、または eSIM に係るデータが搭載されている場合、当該商品を未返却とみなして、指定搬入先に宛てて発送します。
- 3 レンタル契約者は、返却に係る商品について、SIM カードその他の物品を取り外し、その蓄積データ等の一切を消去し、ロックを解除し、工場出荷の状態に戻したうえで、その返却を行うものとします。この場合において、当社は、商品の返却とともに当社に到着した物品があり、または商品もしくは当該物品に何らのデータが保存されている場合、次表に定める取扱いを行うことができるものとします。

区分	取扱い
物品	商品以外の物品（SIM カード、アクセサリその他の物品を含む）が同梱されている場合、当社はこれを処分することができるものとし、その処分について一切の責任を負わないものとします
データ	レンタル契約者が知的財産権その他の一切の権利を放棄し、当社がその消去、利用その他の一切の取扱いを行うことについて、レンタル契約者から同意を受けたレンタル契約者の情報として取り扱います。

- 4 当社は、第 1 項に定める商品の返却に際し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、レンタル契約者または第三者に生じた損害につき一切の責任を負わないものとします。

（料金等）

第 18 条 料金は、別紙 2 に定めるレンタル料金、レンタル契約手数料、電池交換費用、機器調整金、機器損害金、およびオプションサービスを申し込む場合は別記に定めるオプションサービスの料金とします。

- 2 レンタル等契約者はレンタル期間中、レンタル初日の属する月の翌月から月ごとにレンタル料金（オプションサービスを申し込んだ場合はオプションサービスの料金も含む。以下同じ）の支払いを要します。この場合において、当社はレンタル料金について日割り計算をすることはありません。
- 3 前項の規定にかかわらず、レンタル期間に含まれる月において、レンタル等契約者が本サービス等の提供を受けられない状況が生じた場合のレンタル料金の支払い義務は、次表のとおりとします。

区 分	レンタル料金の支払い義務
(1) レンタル契約者の責によらない理由（盗難、紛失または毀損等は含まない）によりその月中、全く商品のレンタルを受けることができなかった場合	レンタル契約者は、その月のレンタル料金の支払いを要しません。
(2) 前号の定めにかかわらず、当社の故意または重大な過失によって、その月中の全部	レンタル契約者は、その利用できない期間中のレンタル料金の支払いを要しません。

または一部の期間において、商品のレンタルを受けられない状態が生じた場合	
(3) 前各号以外の場合	レンタル契約者は、その月のレンタル料金の支払いを要します。

4 レンタル契約者は、レンタル契約が成立したときは、レンタル契約手数料の支払いを要します。

5 レンタル契約者は、初期レンタル期間中、または延長レンタル期間中に、レンタル契約者の責に帰すべき事由により、レンタル契約が終了したときは、機器調整金の支払いを要します。ただし、レンタル契約が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、レンタル契約者は機器調整金の支払を要しません。

(1) レンタル契約の終了日が当該レンタル契約の延長レンタル期間中であること。

(2) レンタル契約の終了日の属する月の翌月末日までに新たなレンタル契約が成立していること。なおこの場合、新たなレンタル契約の初期レンタル期間は第5条によるものとします。

6 レンタル契約者は、その商品について、本項第1号乃至第3号のいずれかに該当する場合は機器損害金を、本項第4号に該当する場合は電池交換費用の支払いを要します。

(1) 商品について盗難、紛失等が生じたとき。

(2) 物理的、技術的または経済的に修理不能な程度に毀損等している商品が返却されたとき。

(3) 返却を要する商品を第17条に定める返却期日までに返却しないとき。

(4) 別紙3に定める基準に基づき、交換を要する程度に電池が消耗していると当社が判断したとき。

7 レンタル等契約者は、本条に基づき支払いを要する料金について、不課税のものを除き、その税抜額に消費税相当額を加算した額を支払います。

8 レンタル等契約者は、支払いを要する料金およびその消費税相当額を当社が別途指定する支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、あらかじめレンタル等契約者が提出したレンタル等申込書に記載した支払方法により支払います。

（連絡先等の変更）

第19条 レンタル契約者は、当社に提出したレンタル等申込書に記載した名称、所在地、連絡先、搬入先住所、支払方法等に変更があった場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

2 合併または会社分割によりレンタル契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併もしくは会社分割により設立された法人または会社分割により事業を承継する法人は、当社所定の書面（事実確認のために当社が指定する書類を含みます。）によりそのことを当社に通知していただきます。

3 当社は、レンタル契約者が前2項の通知を怠ったために、当社からレンタル契約者への送付物等が延着または不到達となった場合には、当該送付物等が通常到達すべき時にレンタル契約者に到達したものとみなします。

（本サービス等の中止等）

第20条 当社は、やむを得ない理由により本サービス等の提供を行うことが困難になったときは、

本サービス等の提供を中止し、または廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により本サービス等の提供を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ（緊急やむを得ないときは、事後すみやかに）その旨をレンタル等契約者に通知します。

（延滞利息）

第21条 レンタル等契約者は、料金について支払期日を経過してもなお支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払うものとし、ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があったときには、この限りではありません。

（その他）

第22条 当社は、本規約の規定を実施するため必要があるときは、レンタル等契約者に係る情報（個人情報を含みます。）を自ら利用し、および特定事業者に提供します。

- 2 当社は、前項に定める情報の取扱いについて、当社が公開するプライバシーポリシーを遵守します。

（損害賠償および免責）

第23条 当社は、本規約に特段の定めがある場合を除いて、本サービス等に関して、本規約に基づいて商品をレンタル提供すること以外、何らの責任も負いません。

- 2 当社は、本サービス等に関して当社が損害賠償の責を負うこととなる場合、その損害の原因となった商品にかかる1ヶ月分の本サービス等のレンタル料金を上限としてその賠償を行うものとします。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はその限りでないものとします。

（反社会的勢力の排除）

第24条 レンタル等契約者は、当社に対し、レンタル契約等の申込み時において、レンタル等契約者（レンタル契約者が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）またはレンタル契約等を代理もしくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- 2 レンタル等契約者は、当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合は、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- 3 当社は、レンタル等契約者またはレンタル契約等を代理もしくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなくレンタル契約等を解除することができるものとします。
- 4 レンタル等契約者がレンタル契約等に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）を第三者

と締結している場合において、当該第三者または関連契約を代理もしくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当社はレンタル等契約者に対して関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、レンタル等契約者がすみやかにこれに応じなかった場合は、当社はただちにレンタル契約等を解除することができるものとします。

5 当社が、第3項または第4項の規定により、レンタル契約等を解除した場合には、当社はこれによるレンタル等契約者の損害を賠償する責めを負わないものとします。

(合意管轄裁判所)

第25条 レンタル等契約者は、レンタル契約等について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

2 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、レンタル等契約者と当社の双方で誠意を持って協議の上、解決を図るよう努めるものとします。なお、本規約のいずれかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとします。

以 上

附 則

(実施期日)

本規約は、2026年3月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月8日から実施します。

別紙 1

携帯電話端末等（商品）

メーカー名	品番
Apple	iPhone SE(第 3 世代)

別紙2

1 レンタル料金

レンタル等申込書に定めるものとします。

2 レンタル契約手数料

1の申込みごとに

区分	料金額
手数料	税抜 1,000 円 (税込 1,100 円)

3 電池交換費用

1台ごとに

区分	料金額		
期間	引渡日の属する月の 翌月 1 日から 12 か月間 (以下「期間①」とい います)	期間①の満了日の 翌月 1 日から 12 か月間 (以下「期間②と いいます」)	期間②の満了日の 翌月 1 日以降
電池交換費用	実費	実費。ただし 1 回のみ無料	実費

4 機器調整金

1台ごとに

区分	料金額
機器調整金 (初期レンタル期間)	50,000 円 (不課税)
機器調整金 (延長レンタル期間)	3000 円 (不課税)

5 機器損害金

1台ごとに

区分	料金額
機器損害金	50,000 円 (不課税)

別紙3 電池交換基準

当社は、次に定める電池劣化基準に該当した場合に商品の電池交換を行うものとします。

- ・電池劣化基準：商品の「設定」アプリ内 で確認される電池の最大容量が80%を下回った状態を指します。

別記 端末保証オプション(i)

当社は、本規約に定めるオプションサービスとして端末保証オプション(i)（以下「端末保証オプション(i)サービス」といいます。）を定め、その提供条件を本別記に定めます。

1 端末保証オプション(i)サービスの内容

端末保証オプション(i)サービスにかかる契約（以下「端末保証オプション(i)サービス契約」といいます）の契約期間中に次の各号に定める事項が生じた場合、当社は、本規約第 18 条に定める料金の支払いを免除します。

- (1) レンタル品に毀損等が生じた場合：機器損害金を免除します。
- (2) レンタル品に盗難または紛失等が生じ、レンタル品を返却することができない場合：機器損害金を免除します。ただし、端末保証オプション(i)サービスを利用して機器損害金が免除された日が属する月の翌月 1 日から起算して 6 か月を経過していない場合は免除されません。
- (3) レンタル品に電池交換が生じた場合：電池交換費用を免除します。ただし、端末保証オプション(i)サービスを利用して電池交換費用が免除された日が属する月の翌月 1 日から起算して 12 か月を経過していない場合は免除されません。

2 端末保証オプション(i)サービスの適用除外（免責）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、端末保証オプション(i)サービスを提供する義務を負いません。

- (1) 同一のレンタル等契約者につき、盗難、紛失、毀損等が複数回または複数のレンタル品で発生するなど、その利用実態、発生状況その他の事情を総合的に勘案し、端末保証オプション(i)サービスの通常の利用態様を逸脱した利用であると当社が判断したとき。
- (2) レンタル等契約者が当社に対して虚偽の事実を告げたとき、またはレンタル等契約者の申告した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき。
- (3) レンタル等契約者が、本規約に定める料金その他当社に対する債務の支払いを現に怠っている場合
- (4) レンタル等契約者が本規約または本別記に反する行為を行い、またはそのおそれがあるとき。

3 申込方法等

- (1) 当社は、レンタル契約の申込と同時に端末保証オプション(i)サービス契約の申込があった場合に限り、当該申込を受け付けます。また、1 レンタル品ごとに 1 の端末保証オプション(i)サービス契約とし、レンタル等申込者は、端末保証オプション(i)サービス申込時に当該サービスの対象となるレンタル品を指定するものとします。
- (2) 端末保証オプション(i)サービスは、申込み時に指定したレンタル品（以下「対象品」）にのみ適用され、他のレンタル品には適用されません。

4 契約期間

- (1) 端末保証オプション(i)サービスは、初期レンタル期間開始日から提供を開始するものとします。
- (2) 対象品にかかるレンタル契約が本規約第11条に基づき延長された場合、端末保証オプション(i)サービスも当該レンタル契約と同一の期間自動的に延長されます。
- (3) 対象品にかかるレンタル契約が理由の如何を問わず終了した場合（当社が本規約第16条に基づき当該レンタル契約を解除した場合を含みます。）、対象品に付加された端末保証オプション(i)サービスも同時に終了するものとします。この場合、レンタル等契約者は、当該終了日の属する月の末日までの期間にかかる端末保証オプション(i)サービスの料金を支払うものとします。
- (4) 前各項にかかわらず、契約者は本規約の定めに従い、端末保証オプション(i)サービス契約のみを解除することができるものとします。

5 料金

- (1) 本サービスの料金は以下のとおりとします。

1台ごとに

区分	月額料金
端末保証オプション(i)	税抜 480 円 (税込 528 円)

- (2) 本サービスの支払方法は、本規約第18条の定めに従うものとします。

6 その他

本別紙に定めのない事項は、本規約の定めに従います。

以上